各 位

「健康サポートのための多職種連携研修会(研修会A)」及び 「健康サポートのための薬剤師の対応研修会(研修会B)」のご案内

一般社団法人奈良県薬剤師会 会長 吉川 惠司

令和3年度健康サポート薬局研修会「**研修会A」、「研修会B**」を同日開催します。

受講を希望される方は、別紙申込書の受講要件をご確認のうえ、お申し込みください。

他府県において受講済である方におかれましても、研修項目「地域包括ケアシステムにおける多職種 連携と薬剤師の対応」を含む「**研修会A**」については、受講者は自らが勤務等する薬局が所在する地域 の研修を受ける必要があります。また「**研修会B**」のみの受講もできます。

記

日 時 令和3年10月24日(日)9:00~18:45

場 所 奈良県薬業会館 3F大会議室 および 2F 中会議室(橿原市久米町926)

主 催 (一社)奈良県薬剤師会 共 催 (公社)日本薬剤師会

内 容 別紙次第のとおり

対象 すでに「健康サポート薬局」や「地域連携薬局」である旨を表示し得る業務体制を有する薬局に従事しており、意義や諸規定を理解し、「健康サポート薬局」および「地域連携薬局」として地域住民の健康の保持増進に貢献する意欲がある薬剤師

定 員 研修会A:90名、研修会B:70名

※定員の都合上、申込者全員が受講可能になるとは限りません。

研修開始時期の平成 28 年度以降に研修を受け、研修修了証の有効期限が平成 35 年 10 月 24 日以前の方は、更新要件の対象となりますので優先的に受付いたします。

受講料 【**研修会A・B両方**】 10,000円 (但し、会員は3,000円)

【**研修会AまたはBのみ】 5,000円** (但し、会員は1,500円)

※支払方法については受付確定後、改めてご連絡いたします。

申込方法 受講申込書(県薬ホームページからダウンロード可)にご記入の上、FAX または郵送に て奈良県薬剤師会までお申し込みください。

送付先 〒634-0063 橿原市久米町 926 (一社)奈良県薬剤師会

FAX : 0744-22-2739

申込締切日 令和3年9月24日(金)(必着)

備 考 ・当日参加は受け付けられません。申込締切日は「厳守」ください。

- ・受講は時間厳守です。(遅刻・早退すると「受講証明書」は交付いたしません。)
- ・当日、理解度確認のためレポートを作成いただきます。<u>筆記用具(多色ペンやライン</u>マーカー)をご持参ください。
- ・昼食は各自ご用意ください。

感染対策 ・入り口に設置の**消毒用アルコール**にて**手指消毒**をして会場に入場してください。

・マスクの着用をお願いします。(マスクをされない場合、退出をお願いします。)

■重要■

本研修会は、新プログラムでの開催となっており、B 研修会受講者に関しましては「**先に e ラーニングを受けておく」**こととされています。新プログラムでの e ラーニングの登録をお願いいたします。また、A研修・B研修の受講には事前の課題があります。詳細につきましては申し込み受付後、受講者の方にご案内いたします。

「健康サポートのための多職種連携研修会(研修会A)」及び 「健康サポートのための薬剤師の対応研修会(研修会B)」 次第

日時 令和3年10月24日(日)9:00~18:45

主催 (一社)奈良県薬剤師会 共催 (公社)日本薬剤師会

場所 奈良県薬業会館 3F大会議室 および 2F 中会議室 (奈良県橿原市久米町 926)

健康サポートのための多職種連携研修会【研修会A】

時間		内 容	講師・進行役
9:00~ 9:25	1-1	健康サポート薬局の基本理念	日本薬剤師会 会長 山本 信夫 (DVD)
			〃 副会長 田尻 泰典 (DVD)
9:25~ 9:45	1-2	健康サポート薬局の理念	奈良県薬剤師会
		〜地域包括ケアに対応した薬局・薬剤師〜	副会長 堀本 佳世子
9:45~10:05	1-3	~グループ討議~	奈良県薬剤師会
		薬局が地域の資源とどのように繋がるか	理事 吉谷 淳至
10:05~10:35	2-1	「当県における健康課題と健康増進施策、	奈良県福祉医療部医療政策局
		健康サポート薬局への期待」	健康推進課 課長 小嶋 宏平 様
10:35~11:15	2-2	「薬剤師と臨床心理士の連携とその可能性」	(臨床心理士)
		~生活の場で支援すること	奈良県スクールカウンセラー
		スクールカウンセラーの仕事を参考に~	森本 哲平 様
	2-2	「疾病予防・健康的な生活のための運動」	(健康運動指導士)
		~薬局薬剤師との連携を考える~	日本健康運動指導士会奈良県支部
			副支部長 中野 正英 様
11:15~11:25	2-3	当該地域の医療・保健・健康・介護・福	奈良県薬剤師会
		祉等の資源について	理事 仲谷 尚起
11:35~12:45	3	地域包括ケアシステムの中で健康サポート薬局	奈良県薬剤師会
		としての役割を発揮するための各職種・機関と	理事 喜多 邦徳
		の連携による対応等に関する演習	
		(1)ケーススタディ(40分)	
		(2) 発表 (20分)	
		(3) 演習のまとめ(10分)	
12:45~13:15	4	~グループ討議~ まとめ	奈良県薬剤師会
		「私たちの目指す健康サポート薬局の姿」	理事 喜多 邦徳

健康サポートのための薬剤師の対応研修会【研修会B】

時間	内 容	講師・進行役
14:00~14:15	0 薬局・薬剤師を巡る現状と健康サポート薬局	奈良県薬剤師会
		理事 中栖 光啓
14:15~14:40	1 一般用医薬品等を取り巻く現状	日本薬剤師会 常務理事 岩月 進 (DVD)
14:40~18:25	2 薬局利用者の状態把握と販売時と販売後の	演習進行:奈良県薬剤師会
	対応(演習)	理事 倉本 孝
	題材:鼻炎	
	①導入とアイスブレイク	講師:日本薬剤師会 一般用医薬品等委員会
	②薬剤師の臨床判断	委員長 亀山 貴康(DVD)
	③適切な医薬品選択と提案のための情報収	
	集とその考え方	昭和大学薬学部 社会健康薬学講座
	④添付文書の伝え方~安全で有効な使用のために~	医薬品評価薬学部門
	⑤販売時と販売後の対応	准教授 亀井 大輔 様 (DVD)
	⑥演習のまとめ	
18:25~18:30	3 まとめ	奈良県薬剤師会
		理事 倉本 孝
18:30~18:45	4 レポート作成	

「健康サポートのための多職種連携研修会(研修会A)」及び 「健康サポートのための薬剤師の対応研修会(研修会B)」

受講申込書

受講希望研修	□ 研修会A	□ 研修会B	
参加区分	□ 奈良県薬剤師会 会員 □ 非会員		
受講者氏名	(フリガナ)		
受講者 現住所	〒 一		
勤務先名称			
連絡先電話番号	□ 自宅 □ 勤務先		
連絡先 FAX 番号	□ 自宅 □ 勤務先		
連絡メールアドレス	@		
薬剤師名簿登録番号	第	号	
受講要件	□ 健康サポート	薬局研修修了証の更新のため	
(当てはまるもの全てに チェックをしてください。)	□ すでに「健康サポート薬局」か「地域連携薬局」である旨 を表示し得る業務体制を有する薬局に従事している		
	□ 「健康サポート薬局」または「地域連携薬局」として地域 住民の健康の保持増進に貢献する意欲がある		
	*健康サポート薬局 実務経験を有する	研修修了証発行申請には、薬局での5年以上の。。	
	*実務経験は、週当たりの勤務時間数が 20 時間以上であった 期間を通算するものとする。		
	*健康サポート薬局には所定の研修を修了した薬剤師が常駐する 勤務体制が必要です。		

申込先: (一社) 奈良県薬剤師会 (FAX: 0744-22-2739)

締切日:令和3年9月24日(金)

(参考資料1)

地域連携薬局の認定基準における「地域包括ケアシステムに関する研修について」

(規則第10条の2第3項第8号)

「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」(平成28年2月12日薬生発0212第8号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知別添)において、技能習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応」が、知識習得型研修の研修項目に「地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例」が含まれていることから、当該要綱に基づき研修実施機関が実施した健康サポート薬局に係る研修を修了した者として修了証の交付を受けた常勤の薬剤師が、本規定の基準を満たすものとして取り扱う事とする。

(参考資料2)

「地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ&Aについて」

(令和3年1月29日 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡通知)

【地域包括ケアシステムに関する研修の受講】 (問)

施行通知第2の3(8)において、「健康サポート薬局に係る研修実施要綱」に基づき、「研修 実施機関から健康サポート薬局に係る研修を修了したものとして修了証の交付を受けた常勤の薬 剤師」の配置を求めている。

一方、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)においては、健康サポート薬局の要件に関し、研修修了薬剤師に求めている一定の実務経験については「過去に薬局の薬剤師としての経験が5年以上あるものとすること。研修の提供者は、研修の修了証を発行する際に確認するものとすること。」とされている。

薬局の薬剤師としての経験が5年に満たない場合であって、当該研修の受講を修了した旨を証する書類等を認定(更新)申請時に提示があった場合には、当該基準を満たしていると考えてよいか。

(答4)研修実施機関において、5年以上の経験とは別に研修の受講を修了した旨の証明書が発行されるのであれば、認定(更新)申請時にその証明書を提示することで差し支えない。